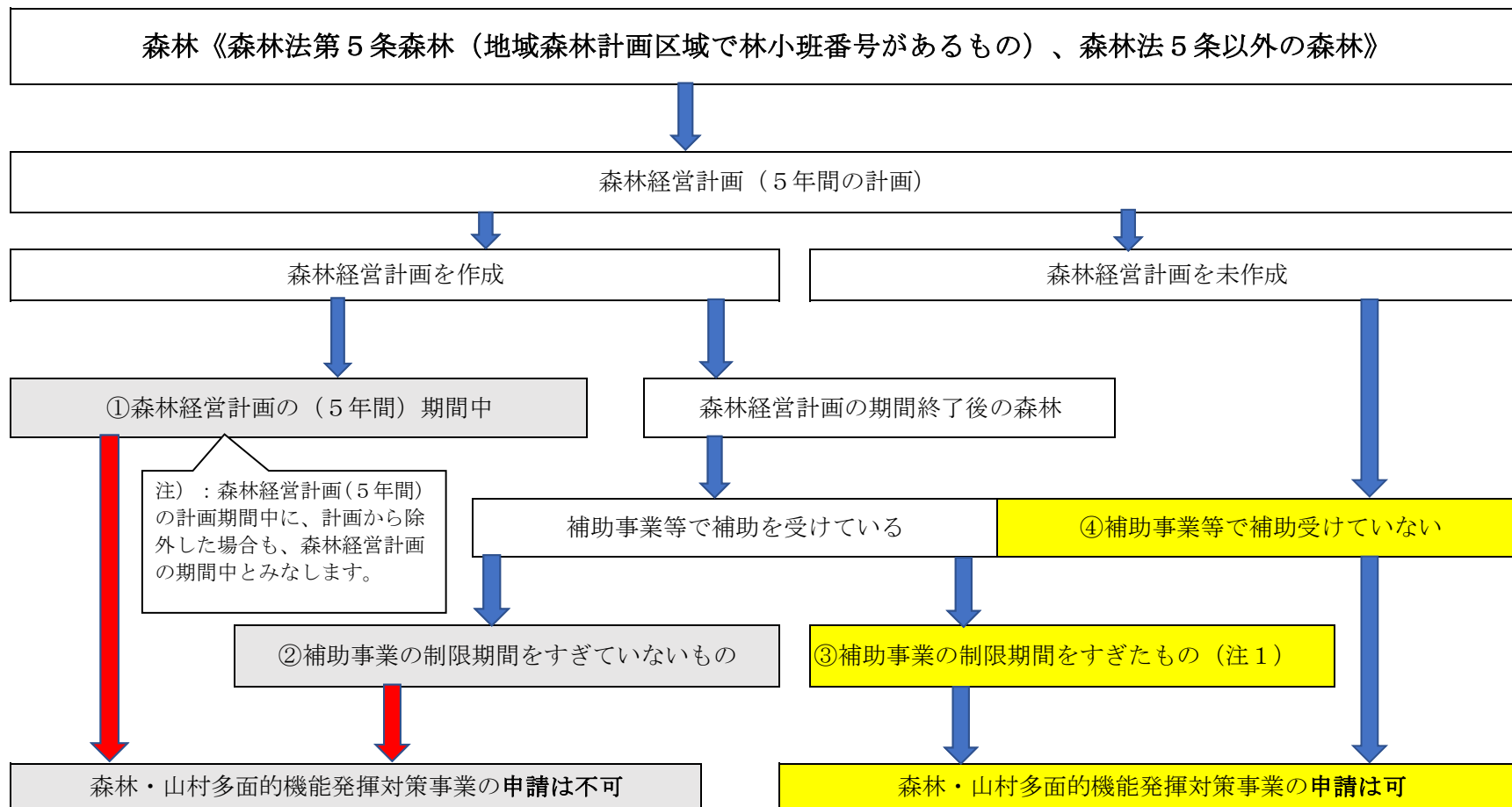


森林・山村多面的機能発揮対策事業で対象となる森林のフロー図(令和5年度の新規申請から適用)



● 「①森林経営計画の期間中」、 「②補助事業の制限期間をすぎているもの」の森林は、この事業への申請はできません。

○ 森林経営計画の期間終了後で「③補助事業の制限期間をすぎたもの」、 「④補助事業等で補助を受けていない」森林は、この事業への申請はできます。

注1：「補助事業の制限期間は、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年以内の事業にあつては、補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。」となっています。